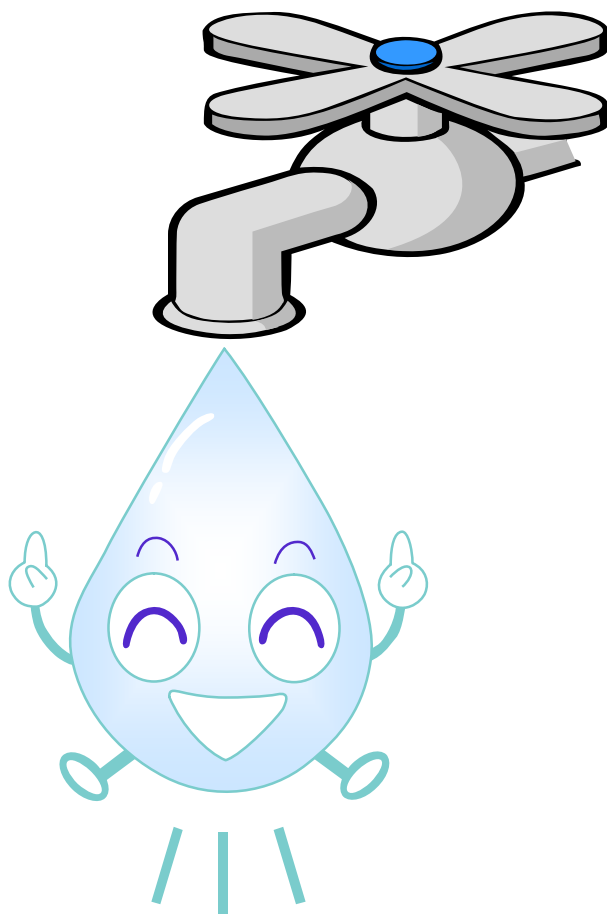


快適で豊かなくらし

積丹町の水道



目次

快適で豊かなくらしのために	P 1
水道工事の申し込みは？	P 2
水道給水指定業者一覧表	P 3
給水装置工事費用について	P 4
水道手数料・貸付金制度について	P 5
水道使用料とお支払い方法	P 6
こんなときはすぐお届けを！	P 7

積丹町建設課

快適で豊かなくらしのために

水道は皆さんに安全で安心な水を送り続けています。私たちの生命や暮らしの生命線として、とても大切な働きをしています。

安心して水道を使用していただくために、渇水や災害に強い水道づくり、また将来的にも安全な水を送り続けるため、水質保全に努めています。

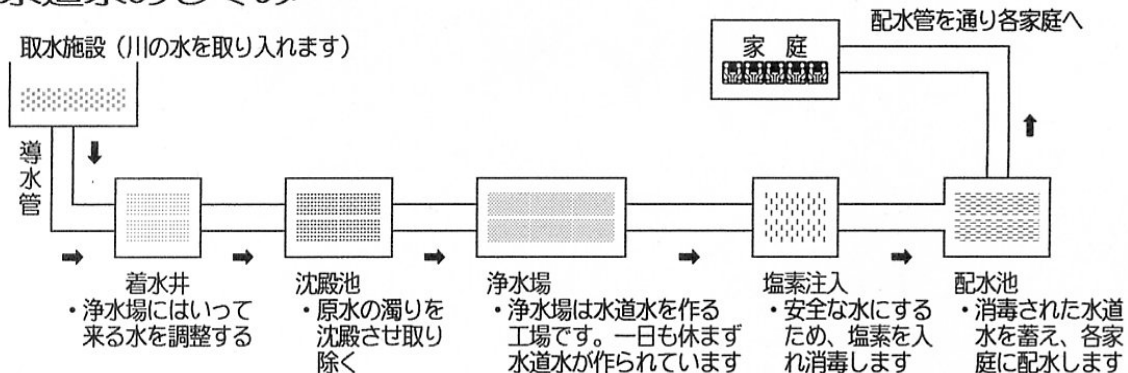
家庭井戸の水位低下やエキノコックス症への不安解消及び大腸菌等による病気の発生を予防し、皆さんの健康保持のために努めております。

水道水は直接人の健康に関するため常に安全でなければなりません。そのため水道水には46項目の水質基準と13項目の快適水質項目及び35項目の監視項目が定められており、水質基準に適合しているか厳しいチェックと監視を行っております。

水道施設の拡張や改良工事及び日常の管理・運営に多額の資金や費用がかかります。この費用は国等の補助金・借入金等でまかなっております。そしてこの借りたお金は独立採算制を基本としていることから、皆様の水道使用料収入から返済しながら事業を運営しています。

そのため、水道事業は常に経費の節減と効果的な業務による健全な運営に努めています。

水道水のしくみ



水道工事の申し込みは？

『水道工事の申し込みは？』

ご家庭で給水装置の新設、増設、改造、修理、撤去などの工事を行うときは、積丹町が指定した『積丹町指定給水装置工事事業者』にお申し込みください。

『積丹町指定給水装置工事事業者』は別紙の19社です。

指定給水装置工事事業者以外では工事を行うことはできません。

『給水装置は皆様の財産です』

浄水場できれいになった水は、公道等の下に埋められた配水管を通して、ご家庭に送られます。

この配水管から各家庭に引き込まれた給水管等の資材・部品・装置などを総称して『給水装置』といいます。

この給水装置は皆様の所有物であり、新設や修理の費用は皆様の負担になりますので、大切に管理してください。



給水装置工事費用について

『屋外給水管について』

給水装置工事を行う場合の基本的な工事費は下記のとおりです。

- ・ 本管からの距離が 5 mの場合 工事費 150,000円以上
- ・ 本管からの距離が10 mの場合 工事費 170,000円以上
- ・ 本管からの距離が15 mの場合 工事費 190,000円以上

工事費については、水道本管から引き込みし、現在使用している給水管に接続した場合の基本的な計算です。(取り出し口1㎡の舗装復旧と重機運搬費が含まれています。)

住宅周辺の外構の復旧の補修については、条件が異なるので、別に費用がかかります。

『屋内給水管について』

住宅内の配管や補修については、個々により条件が異なりますので、別に費用がかかります。

簡易水道に加入する場合、現在使用している給水管に接続すると思われませんが、水圧が4.5～5.5kgf/cm²となり、現在の水圧より強くなります。

皆さんが使用している管種は、塩化ビニール管・亜鉛メッキ鋼管・ポリエチレン粉体ライニング管が使用されていますが、塩化ビニール管は7.5kgf/cm²まで、その他は10.0kgf/cm²までの水圧に耐える構造になっています。

ただし、次の～に該当する方については建設課または指定業者に相談して下さい。

管種に関係なく40年以上使用しているもの(管の老朽化により破損しやすい)

亜鉛メッキ鋼管を使用しており、水に赤サビがみられるもの

(サビの付着により管が薄くなっている可能性がある)

ボイラーや湯沸器に減圧弁がないもの

水抜栓がないところ

水道手数料について

給水装置工事を行う場合次の手数料がかかります。

工事施行する場合、町に設計審査・使用材料の確認・竣工検査の手数料として、7,000円が掛かります。

貸付金制度について

給水装置工事を行うための、貸付金制度を行っております。

町では出来るだけ早く、安全な水を利用していただくため、工事資金の無利子貸付を行っております。

貸付の対象	給水装置設置に要する費用。
貸付額	貸付限度額は、総額40万円です。
貸付対象者	町内に住所を有すること。 町内に住宅等を有していること。 自己資金のみで工事費を一時に負担することが困難であること。 貸付を受けた資金について十分な償還能力を有すること。(町税等を完納していること) 確実な連帯保証人が1名いること。 連帯保証人が償還の保証能力があること。
償還方法	40ヶ月以内
利子	無利子

水道使用料とお支払い方法

水道使用料とは。

各家庭内に給水設備が設置され、水道の使用を開始すると、使用した水道水の量に応じて、使用料を納めていただくことになります。

この使用料は、水道施設を維持管理していくための費用に充てられます。

水道使用料のお支払いには次の方法があります。

納入通知書（納付期限までに直接取扱金融機関等で支払う方法）と口座振替（皆様の口座から自動的に支払われる方法）の2種類の方法があります。

水道使用料は次のとおりです。（1カ月分）

一 般	基本料金（10 m ³ まで）	2,000円
	超過料金（1 m ³ まで）	200円
営 業	基本料金（20 m ³ まで）	4,000円
	超過料金（1 m ³ まで）	210円

消費税は別に加算されます。

水道使用料の計算方法

『基本料金』 + 『超過料金』 + 『消費税』 = 『水道使用料』となります。

< 計算例 >

- ・ 1カ月分の使用料が10 m³の場合

『基本料金』2,000円 + 『消費税』100円 = 2,100円

- ・ 1カ月分の使用料が20 m³の場合

『基本料金』2,000円 + 『超過料金』2,000円 + 『消費税』200円 = 4,200円

（ワンポイントミニ話）

全国平均で1ヶ月の消費支出総額にしめる水道、電気、ガス料金の割合は1ヶ月の電気料金8,960円に対し、水道料金は3分の1以下の2,265円で、消費支出のわずか0.7%にすぎません。

こんなときはすぐお届けを！

引越していかれるとき

家を新築したとき

引越してきたとき

(転出・転居等)

(転入・転居)

長い間、水道を使用しないとき

家を取り壊して水道を廃止するとき

(売買等で所有者が変わったとき)

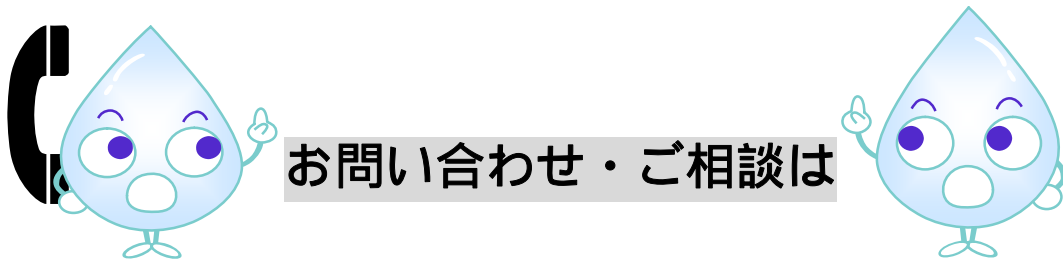
(一般住宅から営業等に変更するとき、または逆のとき)

(共同住宅等の使用者が変わったとき)

『道路で漏水を見つけたら！』

道路に埋めてある水道管は、重量車両の通行や地盤沈下などが原因で漏水することがあります。漏水をそのまま放置しておくと、大切な水を無駄にするばかりでなく、大きな事故を引き起こす原因にもなりかねません。

道路での漏水を発見したら、お手数ですが、建設課までお知らせくださるようご協力ください。(連絡先 44 - 2111)



水道に関することならどんなことでもお気軽にお問

い合わせ、ご相談ください。

積丹町役場建設課 (連絡先 44 - 2111)